

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

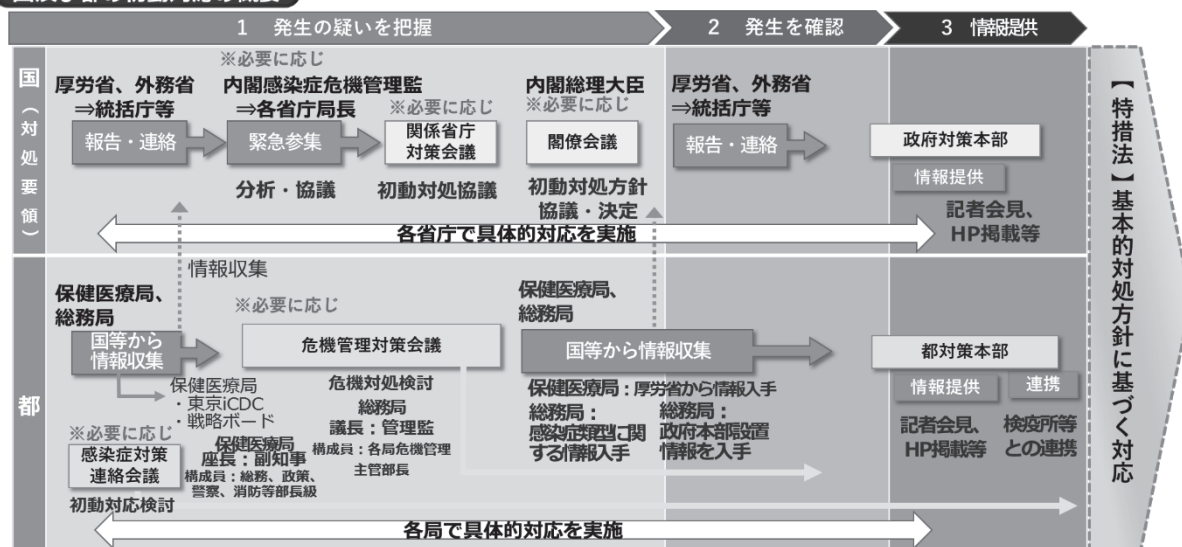
第1章 都における危機管理体制

1 都の初動対応

都は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに都庁一体となった初動体制を立ち上げる。都は、都民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、本行動計画及び政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき都対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。

新型インフルエンザ等発生時における初動対応について

国及び都の初動対応の概要



2 都対策本部の概要

特措法により政府対策本部が設置されたときは、都においても、直ちに都対策本部を設置する。このため、都対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を東京都新型インフルエンザ等対策本部条例及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年東京都規則第23号）の規定により、全庁を挙げた実施体制を整備している。

この条例に基づき、都対策本部は、政府対策本部及び区市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区市町村対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、都対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

3 都対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は知事をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、本部を構成する局の局長（警視庁にあっては副総監、東京消防庁にあっては次長）、危機管理監及び危機管理副監をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、知事が任命する。

イ 局及び地方隊

- ・ 本部に局を置く。
- ・ 本部に地方隊を置き、地方隊長は、大島支庁長、三宅支庁長、八丈支庁長及び小笠原支庁長をもって充てる。

ウ 都対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

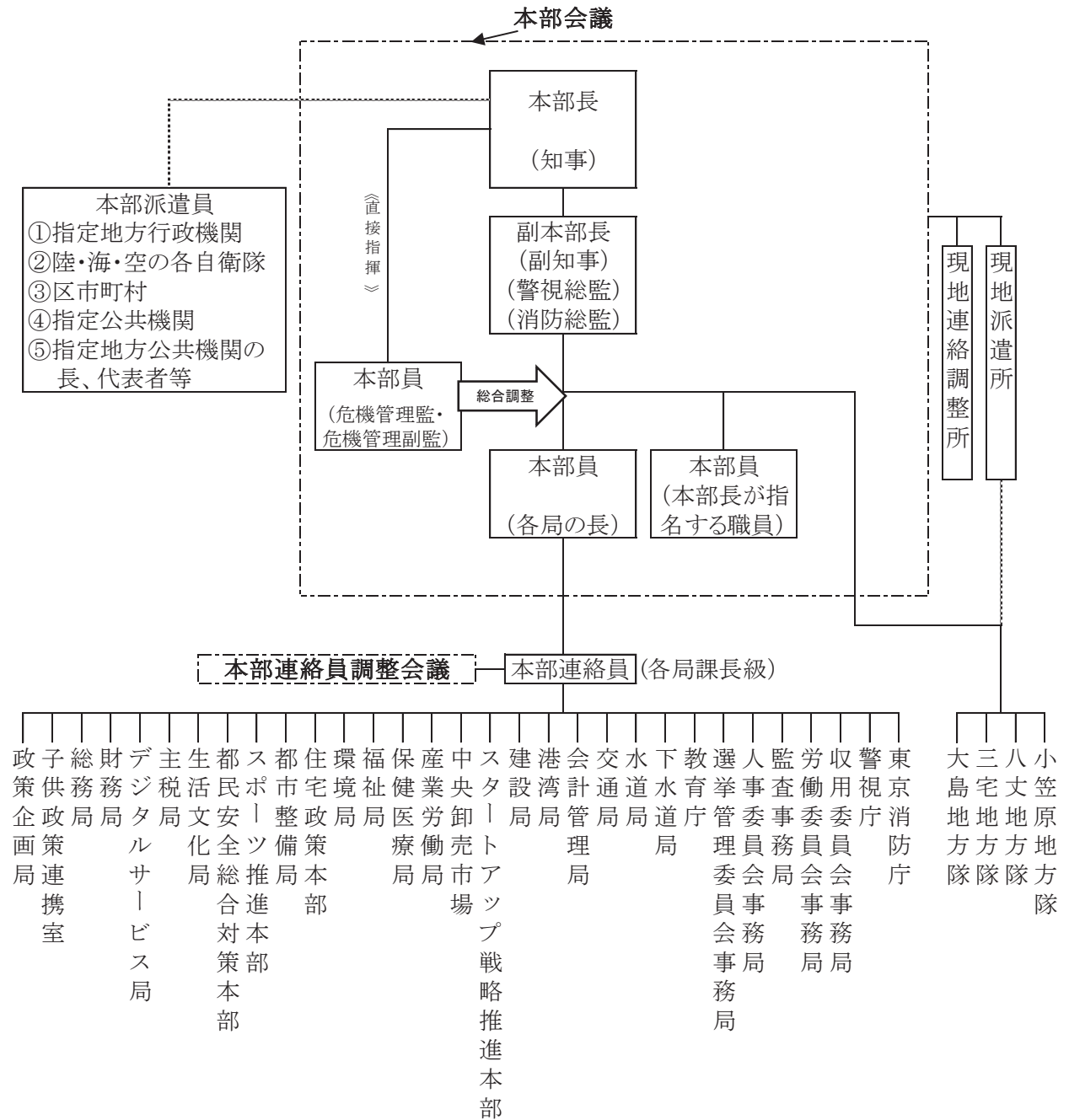
エ 本部連絡員調整会議

- ・ 危機管理監は、必要があると認めたときに調整会議を招集する。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第1章 都における危機管理体制

< 都対策本部の構成 >



4 都対策本部各局の分掌事務

局の名称	分掌
政策企画局	1. 広報及び広聴に関すること。 2. 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3. 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4. 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。 6. その他特命に関すること。
子供政策連携室	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
総務局	1. 本部の庶務に関すること。 2. 現地連絡調整所に関すること。 3. 関係機関との連絡調整に関すること。 4. 国、区市町村等との連絡調整（危機管理分野に限る。）に関すること。 5. 情報等の収集及び提供に関すること。 6. 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 7. 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は命令に関すること。 8. 本庁舎の入庁管理に関すること。 9. 職員の感染予防等に関すること。 10. 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 11. 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連絡調整に関すること。 12. 職員の動員及び給与に関すること。 13. 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。 14. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
財務局	1. 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 2. 本庁舎の維持管理に関すること。 3. 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること。 4. 車両の調達に関すること。 5. 野外収容施設の設営に関すること。 6. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
デジタルサービス局	1. 新型インフルエンザ等の対策に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2. 基盤システムの維持に関すること。 3. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
主税局	1. 都税の基幹業務システムの維持管理に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
生活文化局	1. 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 2. 海外渡航者等への情報提供に関すること。 3. 私立学校の感染予防等に関すること。 4. 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。 5. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
都民安全総合対策本部	1. 都民生活の安全安心に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
スポーツ推進本部	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制
第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
都市整備局	1. 都が施行する市街地整備事業等に係る工事の安全管理に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
住宅政策本部	1. 都営住宅等の維持管理に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
環境局	1. 資源の使用抑制に関すること。 2. ごみの排出抑制に関すること。 3. 廃棄物埋立処分場の運営の維持に関すること。 4. 野生鳥獣の監視に関すること。 5. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
福祉局	1. 社会福祉施設等における感染防止等に関すること。 2. 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の支援に関すること。 3. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
保健医療局	1. 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること（保健医療分野に限る。）。 2. 感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限る。）。 3. 都民、医療機関等からの相談に関すること（保健医療分野に限る。）。 4. 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告入院及び患者の移送等に関すること。 5. 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示に関すること。 6. 予防接種に係る連絡調整及び技術的助言に関すること（他の局に属するものを除く。）。 7. 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
	8. 国、区市町村等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関すること。 9. 遺体の検案に関すること。 10. 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。 11. 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 12. 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。
産業労働局	1. 所管する団体に対する食料及び生活必需品の安定供給の要請に関すること。 2. 中小企業、農林漁業団体等との対策に関すること。 3. 家畜伝染病のまん延防止に関すること。 4. 職業能力開発センター等の感染予防等に関すること。 5. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
中央卸売市場	1. 市場流通の確保に関すること。 2. 市場内の感染予防及び衛生管理に関すること。 3. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
スタートアップ戦略推進本部	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること
建設局	1. 所管する火葬場の運営の維持に関すること。 2. 道路、河川及び公園の維持管理に関すること。 3. 水防活動の維持に関すること。 4. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
港湾局	1. 東京検疫所等との連携による水際対策に関すること。 2. 都の管理する港及び空港等の維持管理に関すること。 3. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

局の名称	分掌
会計管理局	1. 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 2. 支払資金の把握及び確保に関すること。 3. 東京都財務会計システムの維持に関すること。 4. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
交通局	1. 都営交通機能の維持に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
水道局	1. 水道水の安定供給の維持に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
下水道局	1. 下水道機能の維持に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
教育庁	1. 都立学校の感染予防等に関すること。 2. 区市町村教育委員会との連携に関すること。 3. 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。 4. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
人事委員会事務局	1. 特に危険な作業を必要とする機械等の検査業務の維持に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
監査事務局	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
労働委員会事務局	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に關すること。
収用委員会事務局	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に關すること。
警視庁	1. 医療機関等の周辺の交通対策に關すること。 2. 遺体の調査（検視）及びこれに必要な措置に關すること。 3. 前2号に掲げるもののほか、治安に關すること。
東京消防庁	1. 消火、救急、救助及びその他災害に係る活動の維持に關すること。 2. その他消防に關すること。

注：東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則別表第1に改正があった場合は、当該改正後の別表のとおりとする。